

# 大分県子どもの貧困対策推進計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

## 2 計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に定める都道府県計画

## 3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

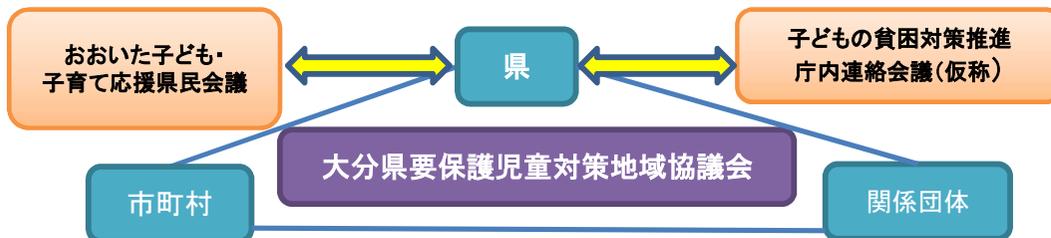
## 4 計画の基本方針

本県の子どもを取り巻く現状と課題を踏まえ、国の大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱とし、具体的な施策を体系化する。

また、指標及び目標値を設定し取り組むとともに、施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の見直しを図っていく。

## 5 計画の推進体制

計画の策定を契機に、市町村や関係団体に支援の輪を広げ、支援の取組が連動し、効果的に展開されるよう連携の強化を図る。



## 6 具体的な取組

### 教育の支援

＜「学校」をプラットフォームとした総合的な対策＞

- ①学校現場における教職員等への研修の実施
  - ②スクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制構築
- ＜就学支援の充実＞
- ③高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金
  - ④私立高等学校に通う生徒の授業料減免の支援

### 生活の支援

＜保護者の生活支援＞

- ①生活困窮者への自立相談支援、家計相談支援
- ②放課後児童クラブの質・量の拡充

＜子どもの生活支援＞

- ③子どもの居場所づくり
- ④児童養護施設退所者等に対する支援

### 保護者に対する就労の支援

＜親の就労支援＞

- ①生活困窮者に対する就労準備支援事業
- ②母子家庭就業・自立支援センターの運営

＜親の学び直しの支援＞

- ③母子家庭等に対する職業訓練促進給付金

### 経済的支援

- ①低所得世帯の放課後児童クラブ利用料減免
- ②児童扶養手当の支給
- ③母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ④ひとり親家庭医療費の助成

## 7 計画の評価

[生活保護世帯に属する子どもの状況]

- ①中学校卒業後の進路決定率(※)
- ②高等学校卒業後の進路決定率(※)
- ③高等学校等中退率

[児童養護施設の子どもの状況]

- ④中学校卒業後の進路決定率(※)
- ⑤高等学校卒業後の進路決定率(※)

[ひとり親家庭の親への就労の支援]

- ⑥母子家庭等自立支援給付金利用者の就職・進学率

※進路決定率は、進学率と就職率の和。